

「所有者不明森林等の特例措置活用のための留意事項（ガイドライン：令和3年度末時点版の修正案）」
 森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会 各委員からの意見と対応方針

資料2

委員	通し番号	ページ	項目	質問・意見等の内容	対応方針
河合	1	全般	2(2)	市町村の担当者は専門家が少なく、短い期間で異動があることから、森林・林業関係の用語の説明も必要だと思います。	参考資料として用語解説を追加します。
河合	2	7	3(1)	「3共有者不明森林等に係る特例措置の手続き」について ・共有者、所有者の探索は中途半端に終わらず、最後までしっかり探索すること ・県への裁定申請には森林整備の必要性が明確に説明できることなどを、注意点として特記したほうが良いのではないのでしょうか。 p.7の図5やケーススタディに記載された「・・・都道府県の最低に係る留意事項」だけでは少し弱いと思います。	ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。 【修正案】 p.17 1行目 ・この際、相続関係説明図（家系図のようなもの。図11）を作成すると、相続人の探索に漏れがないか確認できます。 p.21 12行目 ・特に所有者不明の森林において、都道府県に裁定を申請する場合は、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適当であることを合理的に説明する資料を整えておくことが必要です。
片山	3	8	3(2)	探索フローがわかりづらい。 個人の好みかもしれませんがフローチャートのYES、NO矢印で次に何をすべきか、どこに進めばいいかがハッキリ示した方が良いのでは。 国土交通省土地・建設産業局が令和2年3月に公表している「権利者探索の手引き」のp.9, p.10の探索のフローがわかりやすいと思います。 フローの各項目に付した番号と本文の解説がマッチしているとわかりやすいと思います。 <参考> 令和元年12月に公表されている「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・活用のためのガイドライン」のp.3の土地所有者等の探索フロー図もどこで何をすべきかが図中に具体的に記載されておりわかりやすいと思います。	フロー図を修正し、本文の記載と突合できるようにします。
野村	4	9	3(2)	「戸籍」の説明に、戸籍が本籍地の市町村において管理されているという点を（念のため）補記しておいてはいかがでしょうか。	ご指摘のとおり追記します。
品川	5	10	3(2)①	2行目「不明森林所有者の情報を保有すると思われる者から」を削除すべきです。聞き取り調査はするべきではないからです。 同様に、 17行、18行は削除すべきです。	当該部分につきまして、森林経営管理法施行令第1条第2項に「当該共有者不明森林の土地を現に占有する者その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者であって農林水産省令で定めるものに対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。」と定められており、更に森林経営管理法施行規則第8条第1～4号で詳細が定められている関係上、現状は削除が難しいと考えております。
品川	6	11	3(2)①	中段、緑枠部分は削除、聞き取りをするべきではありません。 「不明森林所有者の情報を有すると思われる者からの情報収集の例」の項全体も、A～Dすべて削除。これまでの慣習で、そう思い込んでいるだけです。かりに聞き取りをしても、その裏付け調査が必要、証拠はあくまで公務所の証拠書類で取らなくてはならない、公務所の書類が出るのであれば、聞き取りなどしなくても出てくるものだ、という経験則の欠如が原因と思われる。	上記と同様であります。A～Dについては、森林経営管理法施行規則第8条第1～4項に基づいて記載しており、現状は削除が難しいと考えております。

委員	通し番号	ページ	項目	質問・意見等の内容	対応方針
品川	7	12	3(2)②	<p>「概要」以下の記載に問題あり。 「○登記事項証明書記載の住所に現在も居住しているかを確認するために、住民票の写しや住民票の除票の写しを請求する。 ○また、住民票の請求に際し本籍地の記載を求めておくと、本籍地情報から、戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しの請求へとつなげることができる。」ではないでしょうか。</p> <p>17行「(登記事項証明書等の記載された・・・)」は削除。氏名・住所が一致していなければ住民票は出てきません。</p> <p>25行 cの記載は違います。 「住民票の写しや除票がない以上、本籍地も判明しない。その時点で、特例措置の利用にすすむことができる。ただし、裁定の手に、外部の法専門家が入っている場合、ダメ元で登記事項証明書の住所に戸籍を請求してみるよう求められることもあるので、この段階でやっておくのもよい。」</p>	<p>「概要」及び17行目をご指摘を踏まえ修正します。</p> <p>25行目のcの記載については、森林経営管理法施行規則第9条第1項に、「登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。」とあることを踏まえ、「思料される」の観点から記載しております。</p>
品川	8	14	3(2)③	<p>全体的に、「戸籍謄本で本籍地を確認する」という誤解があるように思われます。そうではなく、本籍地が分からないと、戸籍謄本は取得できません。その前提で修正します。</p> <p>2行 「本籍地に、戸籍謄本と戸籍の附票を請求します。戸籍の附票には、その地に本籍がある間の住民票の異動の記録が掲記されています。戸籍謄本には、転籍先や、相続人の情報が多く含まれています。」がいいでしょう。</p> <p>5行 住民票の除票には、次の住所地しか書いてありません。次の本籍地の記載はありません。「概要」欄も、上↑と同じ記載でいいのでは。</p> <p>12行 「→住民票や住民票の除票から得られた本籍地の情報から、本籍地の市町村に戸籍謄本、除籍謄本を請求する。戸籍謄本中に転籍の記載があれば、転籍先の市町村にまた戸籍謄本等を請求する。」</p> <p>16行 「→戸籍謄本と同時に、戸籍の附票を請求しておく、転居先の判明が速い。」</p>	<p>ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正したいと考えています。</p> <p>【修正案】 2行目 本籍地に、戸籍謄本と戸籍の附票を請求します。 5行目 戸籍謄本には、転籍先や、相続人の情報が多く含まれており、戸籍の附票には、その地に本籍がある間の住民票の異動の記録が記載されています。 11～18行目 その1：戸籍謄本等を請求 →住民票や住民票の除票から得られた本籍地の情報から、本籍地の市町村に戸籍謄本、除籍謄本を請求。戸籍謄本中に転籍の記載があれば転籍先の市町村に戸籍謄本等を請求。戸籍謄本と同時に、現住所を確認するため、戸籍の附票も請求。戸籍謄本等で死亡していることが判明した場合は、相続人を探索。 その2：森林の所有者情報を確認 →得られた情報をもとに、森林所有者の所在を確認。</p>
品川	9	14	3(2)③	<p>28行 「手戻り」の意味が分かりませんが、請求先の市町村の窓口事前に電話をして、欲しい情報を伝えると、取得可能な情報を口頭で回答してくれる場合があります。しかし、すべての窓口がそうというわけではなく、対応の固いところもあります。むしろ、請求用紙に、最終的にどういう情報が欲しいのかということを書き添えなどで貼って送付すると、窓口から問い合わせの電話をくれて、それなら、これもあります、あれもありますが、どうしますか、という対応をしてもらえることが多いです。</p>	<p>「手戻り」に関しては、手続に慣れていない職員が必要な書類を請求先の市区町村に送付しなかったことにより、再び当該書類を送付しなければならなくなる事態を想定しております。ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正案】 円滑に事務を進めるために、請求先の各市町村のHP等から、必要な書類や請求方法を事前に確認することも考えられます。この際、どんな情報が欲しいかを記載して送付すると手続がスムーズに進むと考えられます。</p>
品川	10	16	3(2)④	<p>1行、4行 「森林所有者と思われる者」ではなく、「登記事項証明書に記載された森林所有者」です。</p> <p>6行 上二つの○がおかしいです。 「○登記事項証明書に記載された森林所有者が、戸籍謄本等により死亡していることが判明した場合、その戸籍謄本に記載されている相続人を確認します。 ○相続人を確認するには、被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍を取得する必要があります。前婚の子、婚外子が存在することは、それほど珍しくないで、それらすべてを捕捉する必要がありますからです。 ○婚姻を契機に転籍したら、新戸籍となりますので、転籍先の戸籍謄本と戸籍の附票の写しを請求します。 ○相続人が死亡または所在不明になっている場合は、特例措置に進みます。」となるかと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正します。</p>

委員	通し番号	ページ	項目	質問・意見等の内容	対応方針
品川	11	16	3(2)④	事務フローその1 「森林所有者と思われる者の」は削除。 その2 「森林所有者を特定する書類」が何を指すのかわかりません。	その1 ご指摘を踏まえ削除します。また、2行目、5行目は以下のとおり修正します。 2行目 登記名義人等の森林所有者が死亡していた場合は、 5行目 登記名義人等の森林所有者が、
野村	12	16	3(2)④	「森林所有者を特定する書類の送付等」が3回出てきますが、これは、判明した相続人が森林所有者であるか否かを問い合わせるような書類と理解してよいでしょうか。その場合、例えば、「森林所有者を照会・特定する書類の送付等」といった書き方もわかりやすいかもしれません。	その2 森林経営管理法施行令第1条第5項にある「森林所有者を特定するための書面」のことで、意向調査票等を活用し、森林の所在及び地番、受取人が当該森林の森林所有者であるか否かを記載する項目を設けた同意取得を目的とする書類を想定しています。(事務の手引その2 p.11、別記様式第2号)
品川	13	16	3(2)④	「相続人の探索範囲等」について 【第一段落】 森林経営管理法施行令第1条に「配偶者と子まで」という記載はありませんし、こと森林に限って言えば、ほとんどのケースで数次相続の探索が必要です。現行法上はそもそも探索する範囲に原則もなにもなく、今生きている相続人まで探すのみです。 【第二段落】 「運用上は」とありますが、法規に「配偶者と孫まで」という記載はないのですから、孫でもひ孫でも玄孫でも、今生きている相続人まで探索する必要があります。	森林経営管理法施行規則第9条第1項に「登記名義人等が自然人である場合には、……当該登記名義人が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること」、第2項に「前号の措置により判明した当該登記名義人の相続人が記録されている……戸籍の附票の写しの交付を請求する」とあり、施行規則上は「登記名義人の戸籍謄本で記載されている相続人について、戸籍の附票を請求する」との構成となっていることから、原則として一代目の相続人(配偶者や子)を探す、という運用をとっております。
品川	14	17	3(2)④	5行目「林務部局は税務部局が保有する情報を含め」は削除するべきです。戸籍と住民票から情報が得られなければその時点で終わりにしてよいです。とりわけ税務情報は、必ずしも所有者を記載しているわけではなく、「払ってくれる人」を記載しているだけです。不要な情報です。	ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。 【修正案】 4行目 登記名義人の所在を把握する方法がありませんので、公的資料からの探索が困難な時は、特例措置の活用に進みます。
阿部	15	20	4(1)	1、3番目の印箇所。公益的機能の発揮はもちろん、木材生産を目的とした活用も可能なので地域のニーズに応じて柔軟に活用を判断してくださいという部分がすごく重要だと思います。防災、環境保全にこだわることなく、木材生産での活用は必要な処置だと思うのでこういう記載は非常に良いと感じました。	ありがとうございます。記載についてはそのままとさせていただきます。
品川	16	21	4(1) Q3	4行 「持つて」→「以て」?	「持つてのみ」を「のみをもって」に修正します。
河合	17	21	4(2)① Q4	〔Q4〕の説明で「落葉落枝(A0層)の流出や細根の露出……」について、検討会資料に載せていた写真を使って、状況を視覚的にイメージできると、よりわかりやすいガイドラインになるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
阿部	18	23	4(3)① Q9	搬出間伐は収益を目的として搬出するので、良い木を伐って残った木の樹冠長率が40%に満たない木や、形状比が80以上になっているひよろひよろの木が残ってしまう可能性があります。Q9の2番目に書いてある、「間伐は森林の健全化が第1の目的であり森林の公益的機能の発揮に支障が生じないように留意する」という記載があるのでよろしいかとは思いますが。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正案】 間伐は森林の健全化が第一の目的であり、例えば搬出に伴う表土流出が起きないようにするなど森林の公益的機能の発揮に支障が生じないように留意する。
阿部	19	24	4(3)① Q10	災害防止などの観点で列状間伐をやめた方が良いという知見は聞いたことがありませんが、列状間伐は機械化林業の施業方針なので機械を入れると林地を荒らす状態を作ってしまうことにもなりますから急傾斜地ではなるべくやらない方が良いと考えます。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり記載の順序を修正します。 【修正案】 ・施業体系上、列状間伐を実施することでも間伐の効果が得られる場合は、列状間伐も選択肢となる。 ・なお、劣勢木や被圧木を伐採し、間伐後の形状比を効率的に減少させるという観点では、定性間伐(下層間伐)の実施が効果的であり、急傾斜地や立木密度が非常に高い林分等については、それぞれの状況に応じた間伐方法、間伐率を検討する。

委員	通し番号	ページ	項目	質問・意見等の内容	対応方針
品川	20	25	4(4)① Q14, 15	Q14, 15について 共有者不明森林について、なぜ確知所有者の持分割合にかかわらず、確知所有者全員の同意が得られれば特例措置の活用が可能か、の根拠の説明がなく、不安感を与えらると思われます。 おそらく、全員不明や確知所有者不同意の場合には、公告+裁定のダブルチェックを要求するが、共有者不明の場合は、確知所有者の同意を条件として公告のみのシングルチェックにしたということだと、推測はするが、手引き等でも説明されたことはないので、記載を加えてはどうでしょうか。	ご指摘を踏まえて、Q14の記載を以下のとおり修正します。 【修正案】 「共有者不明森林の特例措置は、確知所有者全員の同意を条件として、公告期間に異議の申出がなければ不明共有者の同意があったものとみなすこととされている。このため、その持分割合に関係なく活用が可能。」
品川	21	29	5(1)ケース2	4行 「当該者から所有権の移転を証する書面（売買契約書等）やほかの共有者等からの証言等」の「やほかの共有者等からの証言」は削除してよいかと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。
品川	22	30	5(2)ケース3	13行 「本籍地に」ではなく「住所地に」 15, 16行 削除 ※住民基本台帳法は昭和42年施行、それに先立つ住民登録法は昭和27年施行、それ以前には住民票は存在しない。よって、ゆうに死亡している年代の登記名義人については、ダメ元で住所地を本籍地とみなして戸籍請求してみても、該当なしの回答であれば特例措置に進むこととなります。 18行 「地元で登記名義人を知る可能性がある人物にもアプローチを行っており、」は不要、又は本来不要な手続きであるがこの件ではたまたま実施した、ということをも明記するべきです。	13, 15, 16行目についてはご指摘のとおり修正します。 16行目については、「その他参考となる情報もなかった」を追記します。 18行目については、「市は戸籍による調査を行っており、探索を十分に行ったといえる。」に修正します。
品川	23	31	5(2)ケース4	11行 「本籍地に」ではなく「住所地に」 16行 「地元で登記名義人を知る可能性がある人物にもアプローチを行っており、」は不要、又は本来不要な手続きであるがこの件ではたまたま実施した、ということをも明記するべきです。	11行目についてはご指摘を踏まえて修正します。 16行目については、「市は戸籍による調査を行った上で相続関係図も確実に作成しており、探索については十分に行ったといえる。」に修正します。
品川	24	33	5(3)	「所有者探索の状況」の項の3行 「相続手続が未済であるため、とりわけ、登記名義人Cの孫など、地元に残る1名の孫以外の相続人にも相続分があるとも考えらえるが、実態や地元に残る者らの意向に鑑みて、際限なくは探索していない。」は削除。 上記、「実態や地元に残る者らの意向に鑑みて」は他事考慮であり、現行法上、鑑みる理由がない。ガイドラインへの記載は好ましくない。	ご指摘を踏まえて修正します。